※受付番号No.

型枠支保工の組立て等 作業主任者技能講習受講申込書

写真 (3.0×2.5cm) (6ヶ月以内撮影) 1 枚を 添付のこと

- /	フリガナ					性別		生 年	三月	日
E	· 名					男・女	昭平	年	月	日
I-	۲ ۱							郵	便 番	号
1=	主 所				(電話	_	—)	₹	_	
	講資格要件の 業経験年数	昭和 平成	年	月より	昭和 平成	年	月まて	(年	ヶ月)
所	事業所名						電話			
	武士地	₸					建災	防山口県	支部加入	の有無
属	所 在 地						会	員	非	会 員
事業主証明 又は 所属長証明		上記の記載	関事項に相	違ないこ	はいことを証明します。 ①					
	習の一部免除 希望の有無	有・無	備考	除を受け	ようとす	し及び、技f る者は、その の写しを添	の資格を有	する %	《確認印	

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会山口県支部長 殿

受講案内書記載事項並びに下記の注意事項等を了知の上申し込みます。

申 込 者	A
(受講者本人)	

- (注) 1. この申込書に記載していただく氏名、生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確(戸籍に記載されている文字)に楷書で記入して下さい。
 - なお、記入していただいた氏名、生年月日等は、この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。
 - 2. ご本人確認のため、受講申込時、公的書面(自動車運転免許証・パスポート・住民票等)の原本及びその写しを持参下さい。
 - 3. 遅刻、途中退場、早退等により所定の講習時間を受講しなかった場合は、修了試験を受験できません。
 - 4. 受講料は、受講日から4営業日前までのキャンセル・欠席は、返却いたしません。
 - 5. 写真 (3.0×2.5cm、6ヶ月以内撮影、顔正面、裏面に氏名記入) 1 葉を添付する (貼り付けない) こと。
 - 6. 工学系の卒業者が経験年数2年で申請の場合は、卒業証明書等を添付すること。
 - 7. ※印の欄は記入しないこと。

	※ 討	大 験 成 糸	績 表		※合否の別	*	左			□.
専 門	一般	教育	法 令	計		修了証番号	第			号
					合・否	※ 修了証	77.4	<i>F</i> -		П
						交付年月日	平成	年	月	Ħ

講 習 名 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習

必要な作業

労働安全衛生法により、型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう。)の組立て又は解体の作業は、都道府県労働局長の登録教習機関の行う技能講習を修了した作業主任者(法第14条、政令第6条第14号)を選任しその者の指揮によらなければ作業ができないことになっています。

受講対象者

下記のいずれかに該当する方

- 1. 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- 2. 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後 2 年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者。
 - 注)上記の経験には、満18歳未満の経験は入りません(年少者規則8条)
- 3. その他厚生労働大臣が定める者。

講習科目の範囲及び時間

講習科目	範 囲	講習時間
作業の方法に関する知識	型枠及び型枠支保工の種類及び材料 型枠支保工の構造、組立図、点検等 型枠及び型枠支保工の組立て及び 解体の作業の方法	7時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 電気 墜落防止及び落下物防護のための設備 危険防止のための措置 悪天候時における作業の方法 服装及び保護具	3 時間
作業者に対する教育等に関する 知識	作業者に対する教育及び指導の方法 作業標準 災害発生時における措置	1.5 時間
関係法令	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 及び労 働安全衛生規則中の関係条項	1.5 時間

講習科目の受講の一部免除

区分	受講の免除を受けることができる者	受講免除科目
1	次の各号に掲げる者で当該訓練修了後 2 年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者 1. 職業能力開発促進法第 27 条第 1 項の準則訓練である養成訓練のうち、建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練を修了した者 2. 旧職業訓練法施行規則の別表第 2 の訓練科の欄に掲げる建設科、ブロック建築科又はとび科の訓練を修了した者	
2	職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げる建設科若しくはブロック建築科の訓練又は旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開発訓練のうち旧能開法規則別表第7の訓練科の欄に掲げる建設科、型枠科若しくはブロック建築科の訓練(訓練法第10条の準則訓練である能力再開発訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開発訓練として行われたものを含む。)を修了した者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作 業環境等に関する知識
3	職業能力開発促進法施行令別表第 1 に掲げる検定職種のうち、ブロック建築又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者	
4	職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進 法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げる建設科、建築科、建 築ブロック科又はとび科の職業訓練指導員免許を受けた者	作業の方法に関する知識 工事用設備、機械、器具、作 業環境等に関する知識 作業者に対する教育等に関す る知識